健企第１４１９号
平成２８年１２月１２日

一般社団法人山形県薬剤師会長
一般社団法人山形県医薬品登録販売者協会長
日本チェーンドラッグストア協会山形県支部長
全国農業協同組合連合会山形県本部長
殿

山形県健康福祉部長
（公　印　省　略）

日露首脳会談等開催に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について（依頼）

本県の薬務行政の推進につきましては、日頃御協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、標記の件について、別添のとおり厚生労働省医薬・生活衛生局長から通知がありました。

つきましては、貴会員（貴組合員）に対し下記事項を徹底することを周知願います。

記

１　毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づき、適切に毒物及び劇物の保管管理がなされているかを改めて点検すること。

２　毒物及び劇物の漏洩、盗難、紛失等の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第 16 条の２に基づき、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出る等の適切な処置を講じること。

３　毒物及び劇物取締法第 14 条及び第 15 条に基づく譲渡手続及び交付制限を遵守し、身分証明書等により譲受人の身元（法人にあっては当該法人の事業）並びに毒物及び劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるか十分確認を行うとともに、毒物又は家庭用劇物以外の劇物の一般消費者への販売自粛や、使用目的が曖昧な者等への販売の差し控え、不審な動向が認められる場合の警察への通報等を徹底すること。

担当
山形県健康福祉部健康福祉企画課
薬務・感染症対策室　後藤　朋
TEL　023-630-2332